

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 29 年 5 月 31 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600278号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年5月1日から同年6月23日まで

私は、請求期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA社に入社した時の経緯及び同社で販売していた製品の特徴などについて、請求者は具体的な陳述を行っている上、同僚の回答から判断すると、請求者は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、請求者に関する資料は全てない旨回答しており、請求者のA社に係る雇用保険の記録も確認できないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所になった日(昭和56年12月1日)から昭和61年8月1日までの間において、健康保険の整理番号は83番まで払い出されているが、請求者の氏名はなく、同整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。